

兵庫県廃棄物処理計画改定の方向性について

1. 概要

現計画（平成30年(2018年)8月改定）において、改定以降の社会情勢や環境問題の変化に適切に対応するため、中間目標年次の令和2年度の状況を踏まえ見直すこととして、新たに令和12年度を目標年度とする計画を策定する。

2. 廃棄物・資源循環に係る社会情勢の変化

プラスチック資源循環の促進

□ プラスチック対策に関する国内の動き

年月	国内の動き
2019年5月	政府による「プラスチック資源循環戦略」策定
2019年6月	G20「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」策定
2021年6月	「プラスチック資源循環促進法」制定

□ プラスチック資源循環戦略(2019年5月政府策定)によるマイルストーンの設定

【基本原則】**「3R+Renewable」**

【マイルストーン】

〈リデュース〉

- ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

〈リユース・リサイクル〉

- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
 ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
 ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用〈再生利用・バイオマスプラスチック〉
 ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

□ プラスチック資源循環促進法(2021年6月制定)による各主体の取組促進

【各主体の責務】

〈事業者*及び消費者〉

分別排出
再資源化（事業者のみ）
使用の合理化による排出抑制
再資源化製品の使用

*製造・小売・排出・リサイクル等、プラスチックに関わる事業者

〈地方公共団体〉

市町村：分別収集と再商品化
都道府県：市町村への技術的援助
国の施策に準じた措置

〈国〉

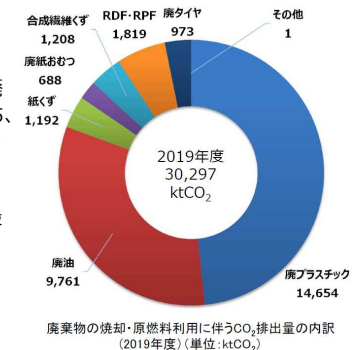
資金の確保
情報収集及び整理・活用
研究開発の推進
成果の普及
教育活動
広報活動

廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラルの促進

□ 廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案) (2021年8月環境省策定)

【廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO₂排出の内訳】

- 2019年度の廃棄物分野のGHG排出量の約76%を「廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO₂排出」が占める。うち、**廃プラスチック（一般・産業廃棄物）及び廃油（産業廃棄物）**からのCO₂排出が約4分の3を占める。
- 廃プラスチックの焼却・原燃料利用に伴うCO₂排出量は、一般廃棄物・産業廃棄物とも、焼却に伴うCO₂排出が最も多い。
- 廃油の焼却に伴うCO₂排出量は、約半分の排出を燃料利用（廃潤滑油の再生重油としての利用や廃溶剤の燃料利用等）が占めている。



【シナリオにおける2050年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方】

3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、**焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを旨とする。**

